

令和4年  
第4回八雲町議会定例会  
議題

開会 令和4年12月8日  
閉会 令和4年12月 日

八雲町

令和4年第4回八雲町議会定例会議件一覧

区分	番号	件名	結果
議案	1	八雲町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例	
議案	2	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	
議案	3	八雲町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	
議案	4	八雲町教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例	
議案	5	八雲町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	
議案	6	八雲町一般職員の特殊勤務手当に関する条例及び八雲町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	
議案	7	八雲町税条例の一部を改正する条例	
議案	8	八雲町町営住宅条例の一部を改正する条例	
議案	9	令和4年度八雲町一般会計補正予算（第8号）	
議案	10	令和4年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	
議案	11	令和4年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	
議案	12	令和4年度八雲町下水道事業特別会計補正予算（第2号）	

## 議案第 1 号

### 八雲町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

八雲町職員の定年等に関する条例（平成17年八雲町条例第19号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(趣旨) <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	(趣旨) <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
(定年) <p>第3条 職員の定年は、<u>年齢60年</u>とする。<u>ただし、八雲総合病院及び熊石国民健康保険病院において医療業務に従事する医師の定年は、年齢65年</u>とする。</p>	(定年) <p>第3条 職員の定年は、<u>年齢65年</u>とする。</p>
(定年による退職の特例) <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>その職員</u>に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、<u>その職員を当該職務に従事させるため引き続いて勤務させ</u>ることができる。</p>	(定年による退職の特例) <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次に掲げる事由があると認めると</u>、<u>同条の規定にかかわらず、当該職員</u>に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、<u>当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続</u>き勤務させることができる。<u>ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び第6条から第10条において同じ。）</u></p>

	<p>)を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて町長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。</p>
(1)	当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、 <u>その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</u>
(2)	当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、 <u>その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。</u>
(3)	当該職務を担当する者の交替が <u>その職務</u> の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、 <u>その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</u>
2	任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、 <u>前項の事由</u> が引き続き存すると認めるときは、町長の承認を得て、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、 <u>その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u>
3	任命権者は、第1項の規定により職員を <u>引き続いだ勤務</u> させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
4	任命権者は、第1項の期限又は第2項の
	<p>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>(3) 当該職務を担当する者の交替が<u>当該業務</u>の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、<u>当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p>
2	任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、 <u>前項各号に掲げる事由</u> が引き続きあると認めるときは、町長の承認を得て、 <u>これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる</u> 。ただし、 <u>当該期限は、当該職員に係る定年退職日(同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)の翌日から起算して3年を超えることができない</u> 。
3	任命権者は、第1項の規定により職員を <u>引き続いだ勤務</u> させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
4	任命権者は、 <u>第1項の規定により引き続</u>

規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

## 5 略

### (定年に関する施策の調査等)

第5条 町長は、職員の定年に関する事務の適正な運営を確保するため、職員の定年に関する制度の実施に関する施策を調査研究し、その権限に属する事務について適切な施策を講ずるものとする。

き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

## 5 略

### (定年に関する施策の調査等)

第5条 町長は、職員の定年に関する事務の適正な運営を確保するため、職員の定年に関する制度の実施に関する施策を調査研究し、その権限に属する事務について適切な方策を講ずるものとする。

### (管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職（別表に掲げる施設等において医療業務に従事する医師が占める職を除く。）とする。

(1) 八雲町一般職職員の給与に関する条例（平成17年八雲町条例第34号）

第14条の2第1項に規定する職

(2) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年八雲町条例第126号）第3条の2に規定する職

### (管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

### (他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この条及び第9条から第11条において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第

1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をすること。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次

に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間  
(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。  
以下この条、第10条及び第11条において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、町長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。

第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に

延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、町長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採

用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（町が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

(委任)

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

1～3 略

1～3 略

(定年に関する経過措置)

4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

5 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、八雲町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年八雲町条例第 号。次項において「令和4年改正条例」という。)による改正前の第3条ただし書に規定する職員であつて、第3条の規定を適用する職員については、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和13年3月 31日まで	65年
----------------------------	-----

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

6 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和4年改正条例による改正前の第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかつた者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなつた職員(以下この項において「末日経過職員」という。)を除く。)にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度)において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

別表（第6条関係）

- (1) 八雲総合病院  
(2) 熊石国民健康保険病院

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の八雲町職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の八雲町職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、町長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第3条に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者
  - (2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
  - (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
  - (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがある者
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
  - (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
  - (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22

条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

- (4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
  - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
  - (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合（町が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。次項及び附則第6条において同じ。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- 3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第

3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達している者（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。  
第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、

当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。  
(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職  
(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職
- 2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。  
(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職  
(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職
- 2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第3条から第6条までの規定が適用される間における毎年の4月1日(施行日を除く。)をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)  
(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)
- 2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。
- 3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が

基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める者）を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

令和4年12月8日提出

八雲町長 岩村克詔



議案第 2 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(公益的法人等への八雲町職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第1条 公益的法人等への八雲町職員の派遣等に関する条例（平成29年八雲町条例第2号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(職員の派遣)	(職員の派遣)
第2条 略	第2条 略
2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。	2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。
(1) ~ (4) 略	(1) ~ (4) 略
(5) 略	(5) <u>八雲町職員の定年等に関する条例</u> <u>第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u>
3 略	(6) 略 3 略

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

(人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第2条 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年八雲町条例第16号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(報告事項)	(報告事項)
第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法 <u>第28条の5</u> 第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。	第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法 <u>第22条の4</u> 第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。
(1) ~ (8) 略	(1) ~ (8) 略

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

(職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)  
第3条 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（平成17年八雲町条例第20号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以内の範囲で給料の10分の1以下を減ずるものとする。</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以内の期間、その発令の日に受ける範囲で給料の10分の1以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</p>

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

(八雲町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)  
第4条 八雲町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年八雲町条例第23号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4 略</p> <p>（週休日及び勤務時間の割振り）</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの</p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4 略</p> <p>（週休日及び勤務時間の割振り）</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日</p>

5日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分を下らず8時間を超えない範囲内で規則で定める勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

#### 第4条 略

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあっては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性（育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等にあっては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、町長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

#### （年次有給休暇）

第12条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、

までの5日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分を下らず8時間を超えない範囲内で規則で定める勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

#### 第4条 略

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあっては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性（育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等にあっては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、町長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

#### （年次有給休暇）

第12条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、

<p>次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) 第2号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員等及び<u>再任用短時間勤務職員</u>にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日)</p> <p>(2) 及び (3) 略 2及び3 略</p> <p>(非常勤職員の勤務時間、休暇等)</p> <p>第19条 非常勤職員(<u>再任用短時間勤務職員</u>を除く。)の勤務時間、休暇等については、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。</p>	<p>次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) 第2号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員等及び<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日)</p> <p>(2) 及び (3) 略 2及び3 略</p> <p>(非常勤職員の勤務時間、休暇等)</p> <p>第19条 非常勤職員(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>を除く。)の勤務時間、休暇等については、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。</p>
---	---

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

(八雲町一般職員の育児休業等に関する条例の一部改正)  
**第5条 八雲町一般職員の育児休業等に関する条例（平成17年八雲町条例第24号）の一部を次のように改正する。**

現行	改正後
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 及び (2) 略</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 八雲町職員の定年等に関する条例 第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 及び (2) 略</p>

(3) 八雲町職員の定年等に関する条例  
第9条各項の規定により異動期間  
(これらの規定により延長された  
期間を含む。) を延長された管理監  
督職を占める職員

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

(八雲町一般職員の給与に関する条例の一部改正)

第6条 八雲町一般職員の給与に関する条例（平成17年八雲町条例第34号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<u>(再任用職員の給料月額)</u>	<u>(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)</u>
<u>第4条の2 法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u>	<u>第4条の2 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第5条第1項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u>
<u>(再任用短時間勤務職員の給料月額)</u>	<u>(育児短時間勤務職員等の給料月額)</u>
<u>第4条の3 法第28条の5第1項に規定する短時勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u>	<u>第4条の3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条</u>

第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務職員の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、その者につき定められている給料月額にかかるわらず、当該定められている給料月額に、八雲町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年八雲町条例第23号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（級及び号俸の決定及び昇給の基準等）

第5条 職員の職務の級は、前条第2項の規則で定める職務の区分に従い決定する。

2 略

3 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号俸は、規則の定めるところにより決定する。

4～9 略

（通勤手当）

第11条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

（1） 通勤のため交通機関を利用して運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が、片道2キロメートル未満である者及び第3号に掲げる職員を除く。）

（2） 通勤のため自動車その他の用具で

第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務職員の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、当該育児短時間勤務職員等につき定められている給料月額にかかるわらず、当該定められている給料月額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該育児短時間勤務職員等の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（級及び号俸の決定及び昇給の基準等）

第5条 職員の職務の級は、第4条第2項の職務の区分に従い決定する。

2 略

3 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号俸は、規則で定めるところにより決定する。

4～9 略

（通勤手当）

第11条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

（1） 通勤のため交通機関を利用して運賃又は料金（以下この項及び次項において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関を利用して通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関を利用して徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が、片道2キロメートル未満である者及び第3号に掲げる職員を除く。）

（2） 通勤のため自動車その他の用具で

規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が、片道2キロメートル未満である者及び次号に掲げる職員を除く。）

（3） 略

2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

（1） 前項第1号に掲げる職員 規則で定めるところにより算出したその者の1箇月の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）（その額が45,000円を超えるときは、その額と45,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が5,000円を超えるときは、5,000円）を45,000円に加算した額）

（2） 前項第2号に掲げる職員

ア 自動車等の使用距離が片道30キロメートル未満の者は、1キロメートルにつき15円に22以内で規則で定める数を乗じて得た額とする。ただし、2,000円未満である者にあっては2,000円とする。

イ 自動車等の使用距離が片道30キロメートル以上の者は、1キロメー

規則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が、片道2キロメートル未満である者及び次号に掲げる職員を除く。）

（3） 略

2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

（1） 前項第1号に掲げる職員 規則で定めるところにより算出した当該職員の1箇月の通勤に要する運賃等の額に相当する額（第3号において「運賃等相当額」という。）（その額が45,000円を超えるときは、その額と45,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が5,000円を超えるときは、5,000円）を45,000円に加算した額）

（2） 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア 自動車等の使用距離が片道30キロメートル未満の者 1キロメートルにつき15円に22以内で規則で定める数を乗じて得た額（2,000円未満である者にあっては2,000円）

イ 自動車等の使用距離が片道30キロメートル以上の者 1キロメー

トルにつき20円に22以内で規則で定める数を乗じて得た額とする。ただし、42,000円を超える者にあっては42,000円とする。

(3) 略

3 略

(時間外勤務手当)

第12条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して勤務1時間につき第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えて了後に掲げる勤務の区分に応じて、それぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額に相当する金額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 及び (2) 略

2 再任用短時間勤務職員又は育児短時間勤務職員等が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えて了後に掲げる勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えて了後に掲げる勤務の区分に応じて、それぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 略

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えて了後に掲げる勤務のうち規則で定めるものを除く。)の時間が1箇月について60時間を超えた

トルにつき20円に22以内で規則で定める数を乗じて得た額(42,000円)を超える者にあっては42,000円)

(3) 略

3 略

(時間外勤務手当)

第12条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して勤務1時間につき第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えて了後に掲げる勤務の区分に応じて、それぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額に相当する金額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 及び (2) 略

2 定年前再任用短時間勤務職員又は育児短時間勤務職員等が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えて了後に掲げる勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えて了後に掲げる勤務の区分に応じて、それぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 略

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えて了後に掲げる勤務のうち規則で定めるものを除く。)の時間が1箇月について60時間を超えた

職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外代休時間を指定された場合において、当該時間外代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 略

(期末手当)

第16条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外代休時間を指定された場合において、当該時間外代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)から第1項に規定する規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 略

(期末手当)

第16条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第17条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条において「基準日」という。）に、それぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、規則で定める日に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の95を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3～5 略

(適用除外)

第24条 第9条から第10条の4まで、及び第18条の規定は、再任用職員には適用しない。

附 則

1～23 略

4～6 略

(勤勉手当)

第17条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいて「基準日」という。）に、それぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、規則で定める日に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の95を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3～5 略

(適用除外)

第24条 第5条第2項から第9項まで、第9条から第10条の4まで、第18条及び第19条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

附 則

1～23 略

24 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月

1日（附則第26項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第3項及び第5項の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

25 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 八雲町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年八雲町条例第1号）による改正前の八雲町職員の定年等に関する条例（平成17年八雲町条例第19号）第3条ただし書に規定する職員に相当する職員

(3) 八雲町職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

(4) 八雲町職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

26 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第28項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用

を受ける職員のうち、特定日に附則第24項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けている給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第24項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

27 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

28 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第24項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第26項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

29 附則第26項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第24項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員

には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

30 附則第24項から前項までに定めるもののほか、附則第24項の規定による給料月額、附則第26項の規定による給料その他附則第24項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

31 育児短時間勤務職員等に対する附則第24項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該育児短時間勤務職員等の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

(単位：円)

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		号俸	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
再任用職員以外の職員		略					
再任用職員		187, 700	215, 200	255, 200	274, 600	289, 700	315, 100

備考 略

別表第2（第4条関係）

医療職給料表

(単位：円)

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		号俸	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		略					
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額
		187, 700	215, 200	255, 200	274, 600	289, 700	315, 100

備考 略

別表第2（第4条関係）

医療職給料表

## ア 略

## イ 医療職給料表（二）

(単位：円)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号俸	給料	給料	給料	給料
		月額	月額	月額	月額	月額
再任用職員以外の職員						
再任用職員		235, 100	255, 400	262, 600	272, 800	289, 100

備考 略

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

## ア 略

## イ 医療職給料表（二）

(単位：円)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号俸	給料	給料	給料	給料
		月額	月額	月額	月額	月額
定年前再任用短時間勤務職員						
		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		235, 100	255, 400	262, 600	272, 800	289, 100

備考 略

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第7条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年八雲町条例第126号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(給与の種類)	(給与の種類)
第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第28条の5第1項</u> に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。	第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第22条の4第1項</u> に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。
2及び3 略	2及び3 略
(再任用職員についての適用除外)	(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)
第12条の2 第4条から第4条の3まで、第5条の2及び第7条の規定は、地方公務員法 <u>第28条の4第1項、第28条の5第1項</u> の規定により採用された職員には適用しな	第12条の2 第4条から第4条の3まで、第5条の2及び第7条の規定は、地方公務員法 <u>第22条の4第1項又は第22条の5第1項</u> の規定により採用された職員には適用

い。

しない。

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

(職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第8条 職員の分限に関する手續及び効果に関する条例(平成17年八雲町条例第18号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職<u>又は休職</u>の手續及び効果に關し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職、<u>休職又は降給</u>の手續及び効果に關し必要な事項を定めるものとする。</p>
附 則	<p>附 則</p> <p><u>(降給に関する経過措置)</u></p> <p>3 <u>八雲町一般職員の給与に関する条例(平成17年八雲町条例第34号)附則第24項の規定に基づく措置及び規則その他の規程に基づく法附則第26項に規定する給与に関する特例措置による降給は、法第27条第2項に規定する職員の意に反する降給とする。</u></p> <p>4 <u>前項に規定する措置の適用を受ける職員には、規則で定めるところにより、当該措置の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。</u></p>

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

(八雲町職員の再任用に関する条例の廃止)

第9条 八雲町職員の再任用に関する条例(平成26年八雲町条例第1号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(定義)

第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）をいう。
- (2) 暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。
- (3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。
- (4) 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。

(八雲町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第4条の規定による改正後の八雲町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定を適用する。

(八雲町一般職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される八雲町一般職員の給与に関する条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第1項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、八雲町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される八雲町一般職員の給与に関する条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第1項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、八雲町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第6条の規定による改正後の八雲町一般職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）第12条第2項の規定を適用する。
- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第16条第3項の規定を適用する。
- 6 新給与条例第17条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉

手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

- 7 八雲町一般職員の給与に関する条例第5条第2項及び第4項から第9項まで、第9条から第10条の4まで、第18条並びに第19条並びに新給与条例第5条第3項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 8 新給与条例附則第24項から第31項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。  
(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)  
第5条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第4条から第4条の3まで、第5条の2及び第7条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

令和4年12月8日提出

八雲町長 岩村克詔



### 議案第 3 号

#### 八雲町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 八雲町長等の給与及び旅費に関する条例（平成17年八雲町条例第31号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(給与) 第2条 略 2 略 3 第1項の規定による給与の支払方法に 関しては、八雲町一般職員の給与に関する 条例（平成17年八雲町条例第34号）の規定 を準用する。ただし、同条例第16条の規定 の準用にあっては、同条第2項中「100分 の120」とあるのは「 <u>100分の215</u> 」と読み 替え、同条第5項の規定において規則で定 めることとされている割合は、100分の15 とする。	(給与) 第2条 略 2 略 3 第1項の規定による給与の支払方法に 関しては、八雲町一般職員の給与に関する 条例（平成17年八雲町条例第34号）の規定 を準用する。ただし、同条例第16条の規定 の準用にあっては、同条第2項中「100分 の120」とあるのは「 <u>100分の225</u> 」と読み 替え、同条第5項の規定において規則で定 めることとされている割合は、100分の15 とする。

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

第2条 八雲町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(給与) 第2条 略 2 略 3 第1項の規定による給与の支払方法に 関しては、八雲町一般職員の給与に関する 条例（平成17年八雲町条例第34号）の規定 を準用する。ただし、同条例第16条の規定 の準用にあっては、同条第2項中「100分 の120」とあるのは「 <u>100分の225</u> 」と読み 替え、同条第5項の規定において規則で定 めることとされている割合は、100分の15 とする。	(給与) 第2条 略 2 略 3 第1項の規定による給与の支払方法に 関しては、八雲町一般職員の給与に関する 条例（平成17年八雲町条例第34号）の規定 を準用する。ただし、同条例第16条の規定 の準用にあっては、同条第2項中「100分 の120」とあるのは「 <u>100分の220</u> 」と読み 替え、同条第5項の規定において規則で定 めることとされている割合は、100分の15 とする。

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

#### 附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の八雲町長等の給与及び旅費に関する条例（以下「第1条改正後の条例」という。）の改正規定は、令和4年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条改正前の条例の規定に基づいて支給された12月の期末手当は、第1条改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

令和4年12月8日提出

八雲町長 岩村克詔

## 議案第 4 号

### 八雲町教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 八雲町教育長の給与及び旅費等に関する条例（平成17年八雲町条例第33号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(給与) 第2条 略 2 略 3 第1項の規定による給与の支給方法については、八雲町一般職員の給与に関する条例（平成17年八雲町条例第34号）の規定を準用する。ただし、同条例第16条の規定の準用にあっては、同条第2項中「100分の120」とあるのは「 <u>100分の215</u> 」と読み替え、同条第5項の規定において規則で定めることとされている割合は、100分の15とする。	(給与) 第2条 略 2 略 3 第1項の規定による給与の支給方法については、八雲町一般職員の給与に関する条例（平成17年八雲町条例第34号）の規定を準用する。ただし、同条例第16条の規定の準用にあっては、同条第2項中「100分の120」とあるのは「 <u>100分の225</u> 」と読み替え、同条第5項の規定において規則で定めることとされている割合は、100分の15とする。

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

第2条 八雲町教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(給与) 第2条 略 2 略 3 第1項の規定による給与の支給方法については、八雲町一般職員の給与に関する条例（平成17年八雲町条例第34号）の規定を準用する。ただし、同条例第16条の規定の準用にあっては、同条第2項中「100分の120」とあるのは「 <u>100分の225</u> 」と読み替え、同条第5項の規定において規則で定めることとされている割合は、100分の15とする。	(給与) 第2条 略 2 略 3 第1項の規定による給与の支給方法については、八雲町一般職員の給与に関する条例（平成17年八雲町条例第34号）の規定を準用する。ただし、同条例第16条の規定の準用にあっては、同条第2項中「100分の120」とあるのは「 <u>100分の220</u> 」と読み替え、同条第5項の規定において規則で定めることとされている割合は、100分の15とする。

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

## 附 則

### （施行期日等）

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の八雲町教育長の給与及び旅費等に関する条例（以下「第1条改正後の条例」という。）改正規定は、令和4年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条改正前の条例の規定に基づいて支給された12月の期末手当は、第1条改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

令和4年12月8日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

議案第 5 号

八雲町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 八雲町一般職員の給与に関する条例（平成17年八雲町条例第34号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(勤勉手当)	(勤勉手当)
第17条 略	第17条 略
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の95</u> を乗じて得た額の総額	(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額の総額
(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の45</u> を乗じて得た額の総額	(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の50</u> を乗じて得た額の総額
3～5 略	3～5 略

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

別表第1 行政職給料表及び別表第2 医療職給料表イ医療職給料表（二）を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

（単位：円）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600

11	161, 600	216, 000	249, 000	284, 100	310, 600	340, 600
12	162, 900	217, 800	250, 300	286, 000	312, 900	342, 800
13	164, 100	219, 200	251, 800	287, 900	315, 000	344, 600
14	165, 600	221, 000	253, 000	289, 700	317, 100	346, 600
15	167, 100	222, 700	254, 300	291, 200	319, 300	348, 600
16	168, 700	224, 500	255, 500	292, 600	321, 400	350, 600
17	169, 800	226, 100	256, 800	294, 400	323, 300	352, 300
18	171, 200	227, 800	258, 200	296, 400	325, 300	354, 300
19	172, 600	229, 400	259, 600	298, 500	327, 300	356, 100
20	174, 000	230, 900	261, 100	300, 500	329, 300	358, 000
21	175, 300	232, 200	262, 700	302, 400	331, 000	359, 900
22	177, 800	233, 800	264, 400	304, 500	333, 100	361, 800
23	180, 300	235, 400	266, 000	306, 500	335, 100	363, 800
24	182, 800	236, 900	267, 600	308, 600	337, 200	365, 700
25	185, 200	237, 900	269, 400	310, 300	338, 600	367, 700
26	186, 900	239, 400	271, 200	312, 400	340, 500	369, 600
27	188, 500	240, 700	272, 900	314, 400	342, 400	371, 600
28	190, 200	241, 900	274, 600	316, 400	344, 300	373, 600
29	191, 700	243, 100	276, 200	318, 100	345, 900	375, 100
30	193, 400	244, 100	277, 900	320, 100	347, 800	376, 900
31	195, 200	245, 100	279, 700	322, 200	349, 700	378, 700
32	196, 900	246, 100	281, 200	324, 300	351, 500	380, 300
33	198, 500	247, 200	282, 400	325, 500	353, 400	382, 100
34	199, 900	248, 100	284, 100	327, 500	355, 200	383, 500
35	201, 400	249, 000	285, 700	329, 400	357, 000	385, 000
36	202, 900	250, 000	287, 400	331, 500	358, 700	386, 600
37	204, 200	250, 900	289, 000	333, 400	360, 100	388, 000
38	205, 500	252, 200	290, 700	335, 300	361, 400	389, 200
39	206, 700	253, 400	292, 500	337, 300	362, 800	390, 400
40	208, 000	254, 700	294, 300	339, 200	364, 200	391, 500
41	209, 300	256, 000	295, 800	341, 100	365, 500	392, 600
42	210, 600	257, 400	297, 500	343, 000	366, 400	393, 800
43	211, 900	258, 600	299, 000	344, 800	367, 500	395, 000
44	213, 200	259, 800	300, 600	346, 700	368, 600	396, 100
45	214, 300	260, 900	302, 200	348, 200	369, 400	396, 800
46	215, 600	262, 100	303, 900	349, 600	370, 300	397, 500
47	216, 900	263, 400	305, 500	351, 100	371, 200	398, 200
48	218, 200	264, 500	307, 200	352, 600	372, 100	398, 900
49	219, 200	265, 600	308, 100	354, 200	373, 000	399, 500
50	220, 300	266, 600	309, 600	355, 000	373, 800	400, 100
51	221, 300	267, 800	311, 100	356, 200	374, 600	400, 600
52	222, 300	268, 900	312, 700	357, 200	375, 400	401, 000
53	223, 300	269, 900	314, 300	358, 100	376, 100	401, 400
54	224, 200	270, 900	315, 900	359, 200	376, 800	401, 700
55	225, 100	272, 000	317, 500	360, 100	377, 500	402, 000

56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300	410,500
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600	410,800
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	411,000
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	411,200
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	411,500
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	411,800
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	412,000
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	412,200
94		294,900	342,600	381,500	393,300	
95		295,200	343,100	381,900	393,600	
96		295,600	343,500	382,300	393,800	
97		295,800	343,700	382,600	394,000	
98		296,100	344,100	383,100	394,300	
99		296,500	344,500	383,500	394,600	
100		296,900	344,800	383,900	394,800	

101		297, 100	345, 100	384, 200	395, 000	
102		297, 400	345, 500	384, 700	395, 300	
103		297, 800	345, 900	385, 100	395, 600	
104		298, 100	346, 300	385, 500	395, 800	
105		298, 300	346, 800	385, 800	396, 000	
106		298, 600	347, 200	386, 300	396, 300	
107		299, 000	347, 600	386, 700	396, 600	
108		299, 300	348, 000	387, 100	396, 800	
109		299, 500	348, 500	387, 400	397, 000	
110		299, 900	348, 900	387, 900	397, 300	
111		300, 300	349, 200	388, 300	397, 600	
112		300, 600	349, 500	388, 700	397, 800	
113		300, 800	350, 000	389, 000	398, 000	
114		301, 000		389, 500		
115		301, 300		389, 900		
116		301, 700		390, 300		
117		301, 900		390, 600		
118		302, 100		391, 100		
119		302, 400		391, 500		
120		302, 700		391, 900		
121		303, 100		392, 200		
122		303, 300				
123		303, 600				
124		303, 900				
125		304, 200				
再任用職員		187, 700	215, 200	255, 200	274, 600	289, 700
						315, 100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けてないすべての職員に適用する。ただし、第22条に規定する職員を除く。

別表第2 (第4条関係)

医療職給料表

イ 医療職給料表 (二)

(単位：円)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	169, 900	197, 000	243, 600	265, 700	288, 400
	2	171, 300	198, 900	245, 400	266, 600	290, 000
	3	172, 800	200, 900	247, 200	267, 500	291, 600
	4	174, 200	202, 800	249, 000	268, 400	293, 400
	5	175, 600	204, 900	250, 400	268, 900	295, 000
	6	177, 100	206, 900	251, 700	269, 900	296, 800
	7	178, 600	209, 100	252, 800	270, 600	298, 500
	8	180, 100	211, 200	254, 100	271, 500	300, 200
	9	181, 300	213, 200	254, 900	272, 600	301, 900

10	183, 000	214, 600	255, 800	273, 200	303, 500
11	184, 600	216, 000	256, 700	274, 200	304, 800
12	186, 100	217, 200	257, 500	275, 200	306, 100
13	187, 500	218, 600	258, 600	276, 200	307, 600
14	189, 500	220, 000	259, 600	277, 200	309, 200
15	191, 500	221, 500	260, 400	278, 200	311, 000
16	193, 500	222, 700	261, 300	279, 300	312, 800
17	195, 500	224, 100	261, 800	280, 600	314, 500
18	197, 500	225, 600	262, 700	281, 800	316, 100
19	199, 500	227, 100	263, 500	282, 800	317, 800
20	201, 500	228, 600	264, 300	284, 000	319, 500
21	203, 500	229, 700	265, 200	285, 500	320, 900
22	205, 400	231, 400	265, 900	287, 100	322, 400
23	207, 500	233, 100	266, 800	288, 400	323, 900
24	209, 600	234, 700	267, 600	289, 700	325, 400
25	211, 200	236, 000	268, 600	290, 800	326, 800
26	212, 500	237, 700	269, 400	292, 400	328, 200
27	213, 700	239, 400	270, 300	294, 100	329, 700
28	215, 000	241, 100	271, 300	295, 600	331, 300
29	216, 200	242, 700	272, 500	296, 600	332, 400
30	217, 300	244, 100	273, 700	298, 000	333, 900
31	218, 600	245, 400	275, 200	299, 400	335, 300
32	219, 700	246, 500	276, 500	300, 900	336, 800
33	221, 000	247, 500	278, 000	302, 300	338, 400
34	222, 300	248, 600	279, 400	303, 800	339, 900
35	223, 600	249, 500	280, 600	305, 400	341, 500
36	224, 900	250, 500	281, 800	307, 000	343, 000
37	226, 000	251, 200	283, 300	308, 300	344, 700
38	227, 400	252, 200	284, 500	309, 700	346, 300
39	228, 700	253, 100	285, 900	311, 100	347, 800
40	230, 100	254, 100	287, 100	312, 700	349, 400
41	231, 000	254, 500	288, 100	314, 200	350, 600
42	232, 400	255, 400	289, 400	315, 600	352, 100
43	233, 700	256, 200	290, 700	317, 000	353, 600
44	235, 100	256, 900	292, 100	318, 500	355, 000
45	236, 300	257, 700	293, 400	319, 300	356, 600
46	237, 700	258, 400	294, 800	320, 700	357, 600
47	239, 000	259, 300	296, 300	322, 100	359, 100
48	240, 300	260, 100	297, 800	323, 600	360, 400
49	241, 200	260, 900	298, 900	324, 700	361, 800
50	242, 300	261, 800	300, 200	326, 100	363, 200
51	243, 300	262, 700	301, 400	327, 400	364, 500
52	244, 300	263, 700	302, 800	328, 700	365, 900
53	245, 000	264, 800	304, 200	330, 100	367, 400
54	246, 000	266, 000	305, 500	331, 500	368, 600

55	246, 900	267, 300	306, 900	332, 900	369, 700
56	247, 800	268, 600	308, 300	334, 200	370, 900
57	248, 500	270, 000	309, 100	335, 100	372, 000
58	249, 500	271, 500	310, 300	336, 400	372, 900
59	250, 100	272, 900	311, 500	337, 600	373, 900
60	250, 900	274, 300	312, 900	338, 900	374, 900
61	251, 700	275, 600	314, 000	340, 000	375, 500
62	252, 500	276, 900	315, 300	340, 900	376, 300
63	253, 300	278, 300	316, 600	342, 100	377, 100
64	254, 100	279, 400	317, 800	343, 400	377, 900
65	254, 800	280, 500	319, 100	344, 500	378, 600
66	255, 500	281, 800	320, 400	345, 700	379, 300
67	256, 300	283, 100	321, 700	346, 900	380, 100
68	257, 000	284, 400	323, 000	348, 000	380, 800
69	257, 800	285, 500	323, 700	349, 000	381, 400
70	258, 600	287, 000	324, 800	350, 000	382, 000
71	259, 500	288, 500	325, 900	351, 100	382, 700
72	260, 500	289, 900	326, 800	352, 200	383, 300
73	261, 800	290, 900	328, 100	353, 000	384, 000
74	263, 100	292, 300	328, 800	354, 100	384, 500
75	264, 200	293, 500	329, 900	355, 200	385, 100
76	265, 300	294, 800	331, 100	356, 300	385, 600
77	266, 200	296, 200	332, 200	357, 000	386, 000
78	267, 200	297, 500	333, 400	357, 800	386, 600
79	268, 400	298, 700	334, 500	358, 600	387, 100
80	269, 400	300, 000	335, 700	359, 300	387, 400
81	270, 300	300, 500	336, 800	359, 900	387, 700
82	271, 200	301, 700	337, 900	360, 400	388, 200
83	272, 200	302, 800	338, 900	361, 000	388, 600
84	273, 100	304, 000	340, 000	361, 500	388, 900
85	273, 900	305, 100	340, 900	362, 100	389, 200
86	274, 700	306, 300	341, 900	362, 600	389, 700
87	275, 600	307, 500	342, 800	363, 200	390, 200
88	276, 500	308, 600	343, 800	363, 700	390, 600
89	277, 300	309, 900	344, 800	364, 100	390, 900
90	278, 200	311, 100	345, 600	364, 500	391, 300
91	279, 000	312, 300	346, 400	365, 100	391, 800
92	280, 000	313, 500	347, 200	365, 600	392, 200
93	280, 900	314, 300	347, 800	365, 900	392, 600
94	281, 900	315, 000	348, 400	366, 400	393, 000
95	282, 800	315, 700	349, 100	366, 800	393, 500
96	283, 800	316, 300	349, 700	367, 100	393, 900
97	284, 400	317, 000	350, 100	367, 700	394, 300
98	285, 200	317, 300	350, 500	368, 200	394, 700
99	285, 800	317, 900	351, 000	368, 700	395, 200

100	286, 700	318, 600	351, 400	369, 200	395, 600
101	287, 500	319, 000	351, 900	369, 800	396, 000
102	288, 300	319, 600	352, 300	370, 300	396, 400
103	289, 100	320, 200	352, 800	370, 800	396, 900
104	289, 900	320, 800	353, 200	371, 200	397, 300
105	290, 600	321, 200	353, 500	371, 800	397, 700
106	291, 100	321, 700	354, 000	372, 300	398, 100
107	291, 600	322, 200	354, 400	372, 800	398, 600
108	292, 100	322, 700	354, 700	373, 300	399, 000
109	292, 300	323, 100	355, 200	373, 900	399, 400
110	292, 600	323, 500	355, 700	374, 300	399, 800
111	292, 800	323, 800	356, 200	374, 800	400, 300
112	293, 200	324, 100	356, 700	375, 300	400, 700
113	293, 500	324, 500	357, 200	375, 900	401, 100
114	293, 700	324, 900	357, 700	376, 300	401, 500
115	294, 100	325, 300	358, 200	376, 800	402, 000
116	294, 400	325, 600	358, 600	377, 300	402, 400
117	294, 700	325, 800	359, 000	377, 900	402, 800
118	295, 000	326, 100	359, 400	378, 300	403, 200
119	295, 300	326, 500	359, 900	378, 800	403, 700
120	295, 700	326, 700	360, 400	379, 300	404, 100
121	296, 000	326, 900	360, 800	379, 900	404, 500
122	296, 400	327, 200	361, 300	380, 300	404, 900
123	296, 700	327, 500	361, 800	380, 800	405, 400
124	297, 100	327, 800	362, 300	381, 300	405, 800
125	297, 300	328, 000	362, 600	381, 900	406, 200
126	297, 500	328, 300		382, 300	406, 600
127	297, 800	328, 700		382, 800	407, 100
128	298, 200	328, 900		383, 300	407, 500
129	298, 400	329, 100		383, 900	407, 900
130	298, 700	329, 300		384, 300	
131	299, 100	329, 700		384, 800	
132	299, 500	329, 900		385, 300	
133	299, 700	330, 200		385, 900	
134	300, 000	330, 600		386, 300	
135	300, 400	331, 000		386, 800	
136	300, 700	331, 400		387, 300	
137	300, 900	331, 700		387, 900	
138	301, 200	332, 100		388, 300	
139	301, 600	332, 500		388, 800	
140	301, 900	332, 900		389, 300	
141	302, 100	333, 200		389, 900	
142	302, 500	333, 600			
143	302, 900	333, 900			
144	303, 200	334, 300			

145	303,400	334,600			
146	303,600	335,000			
147	303,900	335,400			
148	304,300	335,800			
149	304,500	336,100			
150	304,700	336,500			
151	305,000	336,900			
152	305,300	337,300			
153	305,700	337,600			
154	305,900				
155	306,100				
156	306,400				
157	306,700				
158	307,000				
159	307,300				
160	307,600				
161	308,000				
162	308,300				
163	308,600				
164	308,900				
165	309,300				
166	309,600				
167	309,900				
168	310,200				
169	310,600				
再任用職員	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100

備考 この表は、保健師、助産師、看護師及び准看護師に適用する。

## 第2条 八雲町一般職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(勤勉手当)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員当該再任用職員の勤勉手当基礎額</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の100</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員当該再任用職員の勤勉手当基礎額</p>

に <u>100分の50</u> を乗じて得た額の総額 3～5 略	に <u>100分の47.5</u> を乗じて得た額の総額 3～5 略
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

## 附 則

### (施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の八雲町一般職員の給与に関する条例（以下「第1条改正後の条例」という。）第17条第2項の改正規定は、令和4年12月1日から、別表の改正規定は、令和4年4月1日から適用する。

### (給与の内払)

第2条 第1条改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

令和4年12月8日提出

八雲町長 岩 村 克 詔



議案第 6 号

八雲町一般職員の特殊勤務手当に関する条例及び八雲町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(八雲町一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第1条 八雲町一般職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年八雲町条例第36号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ~ (14) 略</p>	<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ~ (14) 略</p> <p><u>(15) 医療従事者等処遇改善手当</u></p>
<p>(看護師手当)</p> <p>第16条 略</p>	<p>(看護師手当)</p> <p>第16条 略</p> <p><u>(医療従事者等処遇改善手当)</u></p> <p><u>第17条 医療従事者等処遇改善手当は、八雲総合病院に勤務する職員に支給する。</u></p> <p><u>2 前項の手当は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 助産師、看護師及び准看護師 月額9,000円</u></p> <p><u>(2) 前号以外の職員（事務局に所属する職員のうち行政職給料表を適用する職員（社会福祉士、精神保健福祉士及び介護支援員を除く。）及び医師を除く。）月額3,000円</u></p>
<p>(特殊勤務手当の日割計算) 第17条～(委任) 第20条 略</p>	<p>(特殊勤務手当の日割計算) 第18条～(委任) 第21条 略</p>

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

(八雲町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 八雲町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年八雲町条例第21号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬)</p> <p>第18条 八雲町一般職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年八雲町条例第36号。以下「特殊勤務手当条例」という。）第3条から第16条に規定する業務に従事する</p>	<p>(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬)</p> <p>第18条 八雲町一般職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年八雲町条例第36号。以下「特殊勤務手当条例」という。）第3条から第17条に規定する業務に従事する</p>

ことを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務手当条例の例により計算して得られた報酬を支給する。

ことを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務手当条例の例により計算して得られた報酬を支給する。

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の八雲町一般職員の特殊勤務手当に関する条例及び八雲町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は、令和4年10月1日から適用する。

令和4年12月8日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

## 八雲町税条例の一部を改正する条例

八雲町税条例（平成17年八雲町条例第54号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後								
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第 34 条の 7 所得割の納稅義務者が、前年中に法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納稅義務者が前年中に同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第 34 条の 3 及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、別表第 1 に掲げるもの</p> <p>イ 略</p> <p>ロ <u>所得税法施行令第 217 条第 1 号の 2 に規定する地方独立行政法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなるものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</u></p> <p>ハ及び二 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>別表第 1 (第 34 条の 7 第 1 項第 1 号関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>寄附金の区分</th><th>控除対象寄附金</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第34条の 7 第 1 項第 1 号イに掲げる寄附金</td><td>略</td></tr> </tbody> </table>	寄附金の区分	控除対象寄附金	第34条の 7 第 1 項第 1 号イに掲げる寄附金	略	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第 34 条の 7 所得割の納稅義務者が、前年中に法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納稅義務者が前年中に同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第 34 条の 3 及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、別表第 1 に掲げるもの</p> <p>イ 略</p> <p>ロ及びハ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>別表第 1 (第 34 条の 7 第 1 項第 1 号関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>寄附金の区分</th><th>控除対象寄附金</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第34条の 7 第 1 項第 1 号イに掲げる寄附金</td><td>略</td></tr> </tbody> </table>	寄附金の区分	控除対象寄附金	第34条の 7 第 1 項第 1 号イに掲げる寄附金	略
寄附金の区分	控除対象寄附金								
第34条の 7 第 1 項第 1 号イに掲げる寄附金	略								
寄附金の区分	控除対象寄附金								
第34条の 7 第 1 項第 1 号イに掲げる寄附金	略								

第34条の7第1項第1号 <u>口</u> に掲げる寄附金	地方独立行政法人北海道立総合研究機構に対する寄附金	第34条の7第1項第1号 <u>口</u> に掲げる寄附金	略
第34条の7第1項第1号 <u>ハ</u> に掲げる寄附金	略	第34条の7第1項第1号 <u>ハ</u> に掲げる寄附金	略
第34条の7第1項第1号 <u>二</u> に掲げる寄附金	略		
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。			

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年1月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の八雲町税条例別表第1の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

令和4年12月8日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

議案第 8 号

八雲町町営住宅条例の一部を改正する条例

八雲町町営住宅条例（平成17年八雲町条例第121号）の一部を次のように改正する。

現行						改正後									
別表第1（第3条関係）						別表第1（第3条関係）									
団地名	建設年度	位置	構造及び棟数	1戸当たり延面積m <sup>2</sup>	備考	団地名	建設年度	位置	構造及び棟数	1戸当たり延面積m <sup>2</sup>	備考				
出雲町C 団地	令和2年 度	出雲町60番地	略	略	略	出雲町C 団地	令和2年 度	出雲町60番地	略	略	略				
		85													
別表第3（第63条関係）						別表第3（第63条関係）									
駐車場の名称			月額使用料		備考	駐車場の名称			月額使用料		備考				
略			略		略	略			略		略				
出雲町C団地駐車場			略		略	出雲町C団地駐車場			略		略				
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。						出雲町D団地駐車場									
						1,350円									

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年12月8日提出

八雲町長 岩村克詔



議案第 9 号

令和 4 年度八雲町一般会計補正予算（第 8 号）

令和 4 年度八雲町の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 嶸入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,523,690 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 17,028,059 千円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 嶸入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 4 年 12 月 8 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
11 地方交付税		5,448,516	196,076	5,644,592
	1 地方交付税	5,448,516	196,076	5,644,592
15 国庫支出金		1,596,101	146,203	1,742,304
	1 国庫負担金	774,734	74,471	849,205
	2 国庫補助金	815,806	71,732	887,538
16 道支出金		708,178	80,372	788,550
	1 道負担金	426,144	355	426,499
	2 道補助金	219,901	80,017	299,918
18 寄附金		1,250,001	800,664	2,050,665
	1 寄附金	1,250,001	800,664	2,050,665
19 繰入金		2,486,719	336,280	2,822,999
	1 基金繰入金	2,486,719	336,280	2,822,999
22 町債		491,400	△35,905	455,495
	1 町債	491,400	△35,905	455,495
歳入	合計	15,504,369	1,523,690	17,028,059

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		千円 79,344	千円 412	千円 79,756
	1 議会費	79,344	412	79,756
2 総務費		2,702,121	1,269,964	3,972,085
	1 総務管理費	2,514,601	1,269,964	3,784,565
3 民生費		2,980,643	1,384	2,982,027
	1 社会福祉費	1,999,063	472	1,999,535
	2 児童福祉費	981,580	912	982,492
4 衛生費		2,610,073	4,955	2,615,028
	1 保健衛生費	2,037,015	4,955	2,041,970
6 農林水産業費		875,122	36,673	911,795
	3 水産業費	528,135	36,673	564,808
8 土木費		1,532,030	117,000	1,649,030
	2 道路橋りょう費	686,532	117,000	803,532
11 災害復旧費		9,946	92,200	102,146
	1 公共土木施設災害復旧費	8,505	92,200	100,705
13 諸支出金		61,053	1,102	62,155
	1 諸費	61,053	1,102	62,155
歳 出 合 計		15,504,369	1,523,690	17,028,059



第2表

## 地 方 債 補 正

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
サーモン種苗生産施設整備事業	42,700	—	—	—	7,100	—	—	—
臨時財政対策債	100,000	—	—	—	81,295	—	—	—
災害復旧事業	4,700	—	—	—	23,100	—	—	—
合 計	491,400				455,495			

歳入歳出予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

款	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
11 地方交付税	5,448,516	196,076	5,644,592
15 国庫支出金	1,596,101	146,203	1,742,304
16 道支出金	708,178	80,372	788,550
18 寄附金	1,250,001	800,664	2,050,665
19 繰入金	2,486,719	336,280	2,822,999
22 町債	491,400	△35,905	455,495
歳 入 合 計	15,504,369	1,523,690	17,028,059

(歳 出)

款	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 議会費	79,344	412	79,756
2 総務費	2,702,121	1,269,964	3,972,085
3 民生費	2,980,643	1,384	2,982,027
4 衛生費	2,610,073	4,955	2,615,028
6 農林水産業費	875,122	36,673	911,795
8 土木費	1,532,030	117,000	1,649,030
11 災害復旧費	9,946	92,200	102,146
13 諸支出金	61,053	1,102	62,155
歳 出 合 計	15,504,369	1,523,690	17,028,059

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
国 道 支 出 金	千円	千円	千円
0	0	0	412
0	0	800, 664	469, 300
608	0	0	776
1, 066	0	0	3, 889
79, 713	△35, 600	0	△7, 440
71, 428	0	0	45, 572
73, 760	18, 400	0	40
0	0	0	1, 102
226, 575	△17, 200	800, 664	513, 651

## 2 歳 入

## 1 1 款 地方交付税

## 1 項 地方交付税

目	補正前の額	補 正 額	計
1 地方交付税	千円 5,448,516	千円 196,076	千円 5,644,592
計	5,448,516	196,076	5,644,592

## 1 5 款 国庫支出金

## 1 項 国庫負担金

目	千円	千円	千円
2 衛生費国庫負担金	100,365	711	101,076
3 災害復旧費国庫負担金	4,960	73,760	78,720
計	774,734	74,471	849,205

## 1 5 款 国庫支出金

## 2 項 国庫補助金

目	千円	千円	千円
2 民生費国庫補助金	367,776	304	368,080
5 土木費国庫補助金	178,711	71,428	250,139
計	815,806	71,732	887,538

## 1 6 款 道支出金

## 1 項 道負担金

目	千円	千円	千円
2 衛生費道負担金	67,017	355	67,372
計	426,144	355	426,499

## 1 6 款 道支出金

## 2 項 道補助金

目	千円	千円	千円
2 民生費道補助金	79,411	304	79,715
4 農林水産業費道補助金	87,169	79,713	166,882
計	219,901	80,017	299,918

節		説明
区分	金額	
1 地方交付税	千円 196,076	普通交付税 特別交付税
		千円 64,300 131,776

1 保健衛生費負担金	千円 711	国民健康保険基盤安定負担金	千円 711
1 公共土木施設災害復旧費負担金	73,760	公共土木施設災害復旧費負担金	73,760

2 児童福祉費補助金	千円 304	子ども・子育て支援交付金	千円 304
2 道路橋りょう費補助金	71,428	道路長寿命化修繕事業交付金	71,428

1 保健衛生費負担金	千円 355	国民健康保険基盤安定負担金	千円 355

2 児童福祉費補助金	千円 304	子ども・子育て支援交付金	千円 304
3 水産業費補助金	79,713	アイヌ農林漁業対策事業補助金 漁業振興施設等整備事業交付金	59,913 19,800

## 18 款 寄附金

## 1 項 寄附金

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
2 ふるさと応援寄附金	1,250,000	800,664	2,050,664
計	1,250,001	800,664	2,050,665

## 19 款 繰入金

## 1 項 基金繰入金

2 ふるさと応援基金繰入金	千円 2,212,840	千円 336,280	千円 2,549,120
計	2,486,719	336,280	2,822,999

## 22 款 町債

## 1 項 町債

3 農林水産業債	千円 92,800	千円 △35,600	千円 57,200
8 臨時財政対策債	千円 100,000	千円 △18,705	千円 81,295
9 災害復旧事業債	千円 4,700	千円 18,400	千円 23,100
計	千円 491,400	千円 △35,905	千円 455,495

節		説明
区分	金額	
1 ふるさと応援寄附金	千円 800, 664	千円 ふるさと応援寄附金 800, 664

1 ふるさと応援基金繰入金	千円 336, 280	千円 ふるさと応援基金繰入金 336, 280

3 水産業事業債	千円 △35, 600	千円 サーモン種苗生産施設整備事業債 △35, 600
1 臨時財政対策債	△18, 705	△18, 705
1 公共土木施設災害復旧事業債	18, 400	災害復旧事業債 18, 400

## 3 歳出

## 1 款 議会費

## 1 項 議会費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	千円 79,344	千円 412	千円 79,756	千円	千円	千円	千円 412
計	79,344	412	79,756				412

## 2 款 総務費

## 1 項 総務管理費

12 地域振興対策費	千円 1,951,661	千円 1,269,964	千円 3,221,625	千円	千円	千円 800,664	千円 469,300
計	2,514,601	1,269,964	3,784,565			800,664	469,300

## 3 款 民生費

## 1 項 社会福祉費

3 高齢者福祉費	千円 428,351	千円 472	千円 428,823	千円	千円	千円	千円 472
計	1,999,063	472	1,999,535				472

## 3 款 民生費

## 2 項 児童福祉費

2 児童措置費	千円 802,771	千円 912	千円 803,683	千円 608	千円	千円	千円 304
計	981,580	912	982,492	608			304

## 4 款 衛生費

## 1 項 保健衛生費

10 国民健康保険事業費	千円 212,219	千円 4,955	千円 217,174	千円 1,066	千円	千円	千円 3,889
計	2,037,015	4,955	2,041,970	1,066			3,889

節		説明	
区分	金額		
3 職員手当等	千円 412	議員期末手当	千円 412

7 報償費	千円 240,200	ふるさと応援寄附金返礼品	千円 240,200
11 役務費	108,985	ふるさと応援寄附金返礼品等運搬料 ふるさと応援寄附金奨励事業各種手数料	96,080 12,905
12 委託料	120,115	ふるさと応援寄附金事務代行業務委託料	120,115
24 積立金	800,664	ふるさと応援基金積立金	800,664

27 繰出金	千円 472	介護保険事業特別会計繰出金	千円 472

18 負担金補助及び交付金	千円 912	放課後児童健全育成事業補助金	千円 912

27 繰出金	千円 4,955	国民健康保険事業特別会計繰出金	千円 4,955

## 6 款 農林水産業費

## 3 項 水産業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
2 水産業振興費	千円 70,743	千円 12,400	千円 83,143	千円 12,400	千円		千円
4 漁業構造改善事業費	418,304	24,273	442,577	67,313	△35,600		△7,440
計	528,135	36,673	564,808	79,713	△35,600	0	△7,440

## 8 款 土木費

## 2 項 道路橋りょう費

	千円 134,025	千円 117,000	千円 251,025	千円 71,428	千円	千円	千円 45,572
5 橋りょう維持費	686,532	117,000	803,532	71,428			45,572

## 11 款 災害復旧費

## 1 項 公共土木施設災害復旧費

	千円 8,500	千円 92,200	千円 100,700	千円 73,760	千円 18,400	千円	千円 40
2 現年度災害復旧費	8,505	92,200	100,705	73,760	18,400		40

## 13 款 諸支出金

## 1 項 諸費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
2 還付金及び返納金	千円 54,488	千円 1,102	千円 55,590	千円	千円	千円	千円 1,102
計	61,053	1,102	62,155				1,102

節		説明
区分	金額	
18 負担金補助及び交付金	千円 12,400	千円 漁業振興設備等整備事業補助金 12,400
12 委託料	△35,640	サーモン種苗生産施設改修工事実施設計業務委託料 △35,640
18 負担金補助及び交付金	59,913	アイヌ農林漁業対策事業補助金 59,913
		財源内訳の変更 熊石地域サーモン養殖試験事業 (その他特定財源から道支出金へ7,400千円変更) 財源内訳の変更 サーモン種苗生産施設整備事業 (一般財源からその他特定財源へ7,400千円変更)

		千円	千円
14 工事請負費	117,000	橋りょう解体工事請負費	117,000

		千円	千円
14 工事請負費	92,200	公共土木施設災害復旧工事請負費	92,200

節		説明
区分	金額	
22 償還金利子及び割引料	千円 1,102	子育て世帯臨時特別給付金給付事務費 国庫補助金過年度分返還金 1,102

## 補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

## 1 特 別 職

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費							共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	期末手当	地 域 手 当	寒 冷 地 手 当	その他の手当	計			
補正後	長 等	3		24,984	10,295		350	120	35,749	14,993	50,742
	議 員	14	42,948		18,111				61,059	13,193	74,252
	その他の特別職	907	65,134						65,134		65,134
	計	924	108,082	24,984	28,406		350	120	161,942	28,186	190,128
補正前	長 等	3		24,984	10,295		350	120	35,749	14,993	50,742
	議 員	14	42,948		17,699				60,647	13,193	73,840
	その他の特別職	907	65,134						65,134		65,134
	計	924	108,082	24,984	27,994		350	120	161,530	28,186	189,716
比較	長 等										
	議 員				412				412		412
	その他の特別職										
	計				412				412		412

地 方 債 補 正 に 関 す る 調 書

区 分	4 年 度 中 増 減 見 込 額			4年度末 現在高見込額	
	4 年 度 中 起 債 見 込 額				
	補正前の額	補 正 額	補正後の額		
1 普 通 債	7,300	0	7,300	3,165,622	
2 災 害 復 旧 債	4,700	18,400	23,100	38,972	
(1) 土 木	3,500	18,400	21,900	32,383	
3 そ の 他	479,400	△ 54,305	425,095	9,842,094	
(2) 過疎対策	307,400	△ 35,600	271,800	4,545,013	
(4) 臨時財政対策債	100,000	△ 18,705	81,295	4,235,535	
合 計	491,400	△ 35,905	455,495	13,046,688	



議案第 10 号

令和 4 年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度八雲町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,386 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,702,758 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 12 月 8 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔



第1表 歳入歳出予算補正

## 歳入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 国民健康保険税		467,137	△1,423	465,714
	1 国民健康保険税	467,137	△1,423	465,714
3 道支出金		1,955,206	165	1,955,371
	1 道補助金	1,955,206	165	1,955,371
4 繰入金		276,327	2,055	278,382
	1 他会計繰入金	212,219	4,955	217,174
	2 基金繰入金	64,108	△2,900	61,208
6 繰越金		0	589	589
	1 繰越金	0	589	589
歳入	合計	2,701,372	1,386	2,702,758

## 歳出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 総務費		78,981	797	79,778
	1 総務管理費	66,049	797	66,846
7 諸支出金		7,687	589	8,276
	1 債還金及び還付加算金	2,102	589	2,691
歳出	合計	2,701,372	1,386	2,702,758

歳入歳出予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険税	千円 467,137	千円 △1,423	千円 465,714
3 道支出金	1,955,206	165	1,955,371
4 繰入金	276,327	2,055	278,382
6 繰越金	0	589	589
歳 入 合 計	2,701,372	1,386	2,702,758

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費	千円 78,981	千円 797	千円 79,778
7 諸支出金	7,687	589	8,276
歳 出 合 計	2,701,372	1,386	2,702,758

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源		そ の 他		一 般 財 源
国 道 支 出 金	地 方 債 務			
千円 165		千円 0		千円 632
0		0		589
165		0		1,221

## 2 歳 入

## 1 款 国民健康保険税

## 1 項 国民健康保険税

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 一般被保険者国民健康保険税	467,051	△1,423	465,628
計	467,137	△1,423	465,714

## 3 款 道支出金

## 1 項 道補助金

1 保險給付費等交付金	千円 1,955,206	千円 165	千円 1,955,371
計	1,955,206	165	1,955,371

## 4 款 繰入金

## 1 項 他会計繰入金

1 一般会計繰入金	千円 212,219	千円 4,955	千円 217,174
計	212,219	4,955	217,174

## 4 款 繰入金

## 2 項 基金繰入金

1 国民健康保険事業基金繰入金	千円 64,108	千円 △2,900	千円 61,208
計	64,108	△2,900	61,208

## 6 款 繰越金

## 1 項 繰越金

1 繰越金	千円 589	千円 589	千円 589
計		589	589

節		説明	
区分	金額		
1 医療給付費分現年課税分	千円 △1,000	医療給付費分現年課税分	千円 △1,000
2 後期高齢者支援金分現年課税分	△423	後期高齢者支援金分現年課税分	△423

2 保険給付費等特別交付金	千円 165	特別調整交付金	千円 165

3 職員給与費等繰入金	千円 632	職員給与費等繰入金	千円 632
5 財政安定化支援事業繰入金	2,900	財政安定化支援事業繰入金	2,900
7 未就学児均等割保険料繰入金	1,423	未就学児均等割保険料繰入金	1,423

1 国民健康保険事業基金繰入金	千円 △2,900	国民健康保険事業基金繰入金	千円 △2,900

1 前年度繰越金	千円 589	前年度繰越金	千円 589

3 歳 出

## 1 款 総務費

## 1 項 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	
				特 定 財 源					
				國道支出金	地 方 債	そ の 他			
1 一般管理費	千円 63,821	千円 632	千円 64,453		千円	千円	千円	千円 632	
2 連合会負担金	2,228	165	2,393	165					
計	66,049	797	66,846	165				632	

## 7 款 諸支出金

## 1 項 償還金及び還付加算金

	千円 2	千円 589	千円 591	千円	千円	千円	千円 589
3 償還金							
計	2,102	589	2,691				589

節		説明	
区分	金額		
2 納入	千円 384	職員給	千円 384
3 職員手当等	890	扶養手当 住居手当 時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当 寒冷地手当 通勤手当 児童手当	328 △510 △20 360 513 82 62 75
4 共済費	△642	共済組合負担金 共済組合追加費用負担金 福祉協会負担金 退職手当組合負担金	△453 △170 △3 △16
18 負担金補助及び交付金	165	国保連合会システム運用経費負担金	165

22 償還金利子及び割引料	千円 589	普通交付金過年度分返還金 災害臨時特例補助金過年度分返還金	千円 487 102

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

2 一般職

(1) 総 括

(単位: 千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報酬	給 料	職員手当等	計			
補 正 後	(1) 9	425	27,832	17,362	45,619	14,078	59,697	
補 正 前	(1) 9	425	27,448	16,472	44,345	14,720	59,065	
比 較			384	890	1,274	△ 642	632	

(単位: 千円)

職員手当等 の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	時 間 外 勤務手当	管理職員 手 当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手 当	休日勤務 手 当	地域手当	期末手当
	区 分	勤勉手当	寒 冷 地 手 当	通勤手当	特殊勤務 手 当	宿 日 直 手 当	单身赴任 手 当	児童手当		合 計
	補正後	508	876	3,582						6,092
	補正前	180	1,386	3,602						5,732
	比 較	328	△ 510	△ 20						360
	区 分	勤勉手当	寒 冷 地 手 当	通勤手当	特殊勤務 手 当	宿 日 直 手 当	单身赴任 手 当	児童手当		合 計
	補正後	5,051	657	519	2			75		17,362
	補正前	4,538	575	457	2					16,472
	比 較	513	82	62				75		890

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位: 千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報酬	給 料	職員手当等	計			
補 正 後	9		27,832	17,362	45,619	14,005	59,199	
補 正 前	9		27,448	16,472	43,920	14,647	58,567	
比 較			384	890	1,274	△ 642	632	

(単位: 千円)

職員手当等 の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	時 間 外 勤務手当	管理職員 手 当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手 当	休日勤務 手 当	地域手当	期末手当
	区 分	勤勉手当	寒 冷 地 手 当	通勤手当	特殊勤務 手 当	宿 日 直 手 当	单身赴任 手 当	児童手当		合 計
	補正後	508	876	3,582						6,092
	補正前	180	1,386	3,602						5,732
	比 較	328	△ 510	△ 20						360
	区 分	勤勉手当	寒 冷 地 手 当	通勤手当	特殊勤務 手 当	宿 日 直 手 当	单身赴任 手 当	児童手当		合 計
	補正後	5,051	657	519	2			75		17,362
	補正前	4,538	575	457	2					16,472
	比 較	513	82	62				75		890

## (2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

(単位:千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	384	給与改定に伴う 増減分	159 ア 会計年度任用職員以外の職員	給料表改定による 本年度給料表改定率0.3% 実施時期令和4年4月1日
		その他の増減分	225 ア 会計年度任用職員以外の職員	職員の会計間異動による
職員手当等	890	給与改定に伴う 増減分	337 ア 会計年度任用職員以外の職員 ・時間外勤務手当9 ・期末手当42 ・勤勉手当286	・時間外勤務手当 ・期末手当 給料表改定による ・勤勉手当 支給率改定0.1月増 1.9月から2.0月
		その他の増減分	553 ア 会計年度任用職員以外の職員 ・扶養手当328 ・住居手当△510 ・時間外勤務手当△29 ・期末手当318 ・勤勉手当227 ・寒冷地手当82 ・通勤手当62 ・児童手当75	職員の会計間異動による
共済費	△ 642	給与改定に伴う 増減分	67 ア 会計年度任用職員以外の職員 ・共済組合負担金67	給料表改定による
		その他の増減分	△ 709 ア 会計年度任用職員以外の職員 ・共済組合負担金 △520 ・共済組合追加費用 担金△170 ・福祉協会 負担金△3 ・退職手当組合 負担金△16	職員の会計間異動による



議案第 11 号

令和 4 年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度八雲町の介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めると  
ころによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 保険事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 472 千円を追加し、  
保険事業勘定歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,983,312 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳  
入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 12 月 8 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔



第1表 歳入歳出予算補正（保険事業勘定）

歳入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
8 繰入金		393,465	472	393,937
	1 一般会計繰入金	325,687	472	326,159
歳入	合計	1,982,840	472	1,983,312

歳出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
3 地域支援事業費		87,138	472	87,610
	2 一般介護予防事業費	2,972	472	3,444
歳出	合計	1,982,840	472	1,983,312

## 歳入歳出予算事項別明細書

## 1 総括(保険事業勘定)

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
8 繰入金	393,465	472	393,937
歳入合計	1,982,840	472	1,983,312

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
3 地域支援事業費	87,138	472	87,610
歳出合計	1,982,840	472	1,983,312

補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
特 定	財 源	そ の 他		
国 道 支 出 金	地 方 債			
千円	千円			千円
0	0			472
0	0			472

2 歳 入

8 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
5 その他一般会計繰入金	千円 56,767	千円 472	千円 57,239
計	325,687	472	326,159

3 歳 出

3 款 地域支援事業費

2 項 一般介護予防事業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	
				特 定 財 源					
				国道支出金	地 方 債	そ の 他			
1 一般介護予防事業費	千円 2,972	千円 472	千円 3,444	千円	千円	千円	千円 472		
計	2,972	472	3,444					472	

節		説明	
区分	金額		
2 事務費繰入金	千円 472	事務費繰入金	千円 472

節		説明	
区分	金額		
10 需用費	千円 70	消耗品費 印刷製本費	千円 26 44
11 役務費	402	運搬料	402



議案第 12 号

令和 4 年度八雲町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度八雲町の下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第 1 条 債務負担行為の変更は、「第 1 表 債務負担行為補正」による。

令和 4 年 12 月 8 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

第1表

## 債務負担行為補正

(単位：千円)

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
公共下水道下水処理場改築更新事業	自令和4年度 至令和5年度	364,000	自令和4年度 至令和5年度	353,000
熊石地区特定環境保全公共下水道下水処理場改築更新事業	自令和4年度 至令和5年度	150,000	自令和4年度 至令和5年度	161,000

## 債務負担行為補正に関する調書

### 1. その他の債務負担行為

(単位:千円)

事 項	区分	期 間	限 度 額	令和3年 度末まで の支 出 (見込) 額	令和4年 度支出予 定 額	令和5年度以降の支出予定額				
						金 額	財 源 内 訳			
							国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他 の 特 定 財 源	
公共下水道下水処理場改築更新事業	補正前	自 令和4年度 至 令和5年度	364,000			364,000	192,900	153,900		17,200
	補正後	自 令和4年度 至 令和5年度	353,000			353,000	190,900	145,800		16,300
熊石地区特定環境保全公共下水道下水処理場改築更新事業	補正前	自 令和4年度 至 令和5年度	150,000			150,000	79,000	63,900		7,100
	補正後	自 令和4年度 至 令和5年度	161,000			161,000	85,845	67,600		7,555

